

再交付申請手続きについて

* 再交付申請手続きが必要となる場合

免許証をき損した場合又は紛失した場合です。なお、免許証の記載事項に変更がある場合は、同時に籍（名簿）訂正・免許証書換え交付申請をする必要があります。籍（名簿）訂正・免許証書換え交付申請の手続きについても併せてご覧ください。

* 八王子市保健所で再交付申請の手続きができる方

八王子市に在住・在勤の方です。

※注意事項

本人確認や免許証の登録番号・登録年月日、免許証を紛失した状況等の詳細についてお聞きした上で、「再交付に関する調査及び意見書」に記入していただきます
また、免許証のコピーをお持ちの方はご持参ください。

免許証再交付申請		
	必要な書類など	備考
(1)	「免許証再交付申請書」	申請書用紙は保健所にあります。
(2)	・戸籍の謄本若しくは抄本または住民票の写し（本籍地の記載のあるもの） ・日本国籍を有しない人については、短期在留者は「旅券その他の身分を証明する書類の写し」、中長期在留者・特別永住者は「住民票の写し」（国籍等の記載があるもの）	「住民票の写し」は個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。発行日から6ヶ月以内のもの。
(3)	き損した免許証	き損の場合のみ、お持ちください。
(4)	印鑑（朱肉を使用するもの）	自署の場合省略可ですが、記載事項を訂正する際に必要になりますので、念のため印鑑をお持ちください。
(5)	手数料 3, 100円分の収入印紙	あらかじめ郵便局で購入してください。
(6)	郵政はがき（登録済証明書用）	免許証の代わりになるものが発行されます。必要な方のみ、お持ちください。
(7)	本人確認のための公的証明書	公的証明書（運転免許証、パスポート等の顔写真入りのものが望ましい）をお持ちください。確認後お返しします。
(8)	再交付に関する調査及び意見書	免許証のコピーがある方はお持ちください。また、大学等の卒業年月日、免許申請時の本籍及び住所などをわかる範囲で調査の上お越しくください。